

地域防犯防火連携組織について(素案)

18.02.21

1 「地域防犯防火連携組織」の考え方

「地域のことは地域で協力して守る」という考え方にに基づき、地域における日頃からの防犯防火に係る取り組み、および事件等が発生した場合における具体的対応について、町会自治会・PTA・商店会等の住民団体や、学校・出張所等の区立施設、交番等の関係機関が集まって、連携して自主的な活動を行うことができる体制を構築する。

2 「地域防犯防火連携組織」の設置単位

おおむね区立小学校の学区域単位に設置する。

3 「地域防犯防火連携組織」の条件(素案)

(1) 団体構成

おおむね下記に掲げるメンバーにより構成される団体

地域住民団体	町会自治会・PTA・商店会など
区立施設	区立小学校・中学校、児童館等区立施設職員
その他	駐在所警官・地域住民有志など

(2) 活動内容

防犯防火パトロール活動（組織全体もしくは構成団体のうち少なくとも一団体は「地域防火活動実施団体」に登録）

地域防犯防火に係る情報収集・地域住民への提供（練馬区が今後実施する「防犯防火情報メール配信事業」の情報受信体制の整備）

「地域安全マップ」の作成・改訂、または協力

「地域防犯防火連絡会」の定期的開催（おおむね学期に1回など）

4「地域防犯防火連携組織」が設置された場合の、当該組織に対する区の支援(素案)

「地域防犯防火連携組織」の運営に係る経費の助成

「地域防犯防火連携組織」として上記の活動を実施する場合の、当該活動実施にかかる経費について、年間3万円程度の助成を行う。

「地域防犯防火情報拠点」の設置運営にかかる経費の助成

地域防犯防火情報拠点を設置した場合の、当該設置運営にかかる経費についておおむね半額程度の助成を行う。

重点的な防犯防火施策の実施

「安全に安心して暮らせるまちづくり推進地区」制度に基づき、当該組織が希望する地域防犯防火に係る施策を重点的に支援する。

5「地域防犯防火連携組織」設置に向けて

区主催で「安全安心地域懇談会」を開催し、または地域主催の「地域防犯連絡会」等に出席させていただき、連携体制構築の意識高揚を図っていく。

「避難拠点運営連絡会」「学校応援団」など既存の地域連携組織がすでにある場合には、当該組織に「地域防犯防火」も守備範囲とすることができないか、協議を行っていく。